

○東成瀬村地域活性化推進事業補助金交付要綱

平成28年3月25日

告示第19号

(目的)

第1条 この告示は、交流人口の増加及び地域間の交流を活性化する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地域活性化の推進に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、村内に住所又は事務所を有する法人又はその他の団体(以下「法人等」という。)とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 村内で開催される全県規模以上の大会及び大会開催準備事業
- (2) 地域活性化の推進に寄与するイベントの開催
- (3) 地域間の交流を活性化する事業

(補助額)

第4条 補助金は予算の範囲内で交付するものとし、その額は、事業に要した経費から他の補助金及び寄付金等を控除した額とする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付申請等に関する手続等は、東成瀬村補助金等の適正化に関する規則(平成28年東成瀬村規則第1号)の規定によるものとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年3月25日から施行する。